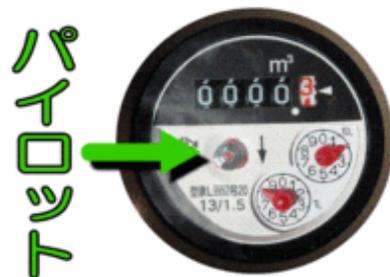


敷地内の漏水について

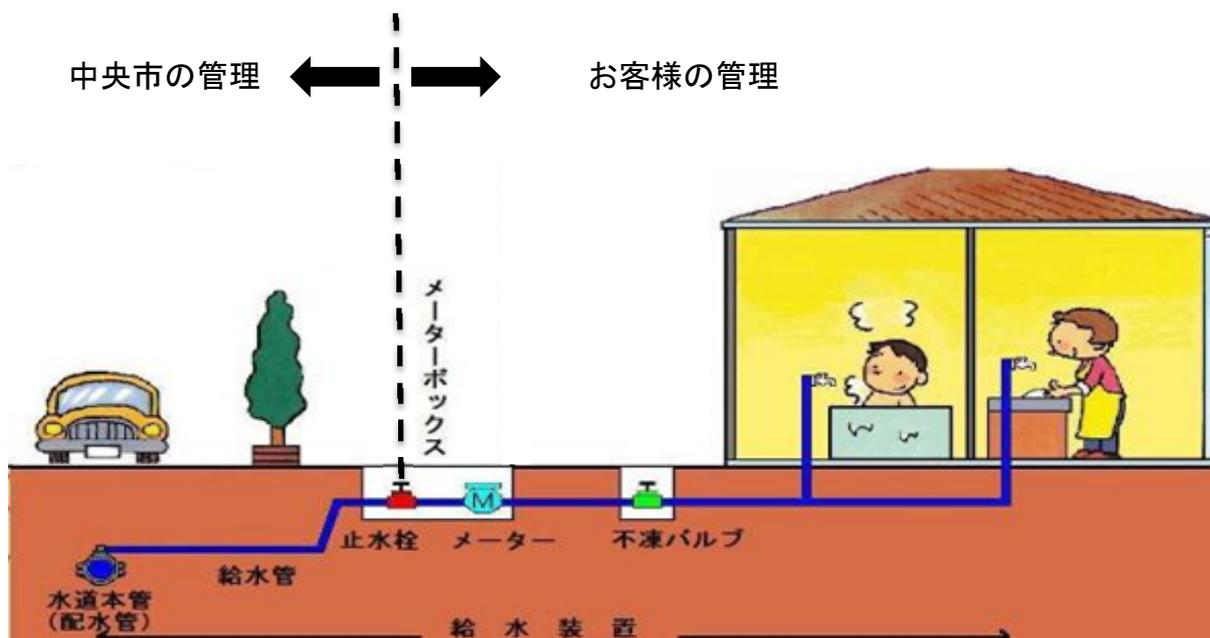
【漏水の確認方法】

- 1 ご家庭の蛇口を全て閉めてください。トイレ・給湯器・温水器など水まわり機器からも水が出ていないことをご確認ください。
- 2 水道メーターのパイロットが回っているか確認してください。
- 3 パイロットが止まっていれば漏水ではありません。少しでも回っている場合、敷地内のどこかで漏水していることが疑われます。



【漏水の場合】

給水管はおお客様の財産ですので敷地内の漏水は市では修理することができません。必ず中央市の指定工事業者に連絡をして修理をしてください。なお、**修理費はおお客様の負担となります。**



【漏水による水道料金の減免申請】

敷地内での漏水の場合、申請をすることによって水道料金の減免を受けられる場合があります。その場合は、漏水修理後に指定業者が持参する水道使用水量認定書に押印していただき、漏水修理証明書を添付して中央市水道課へ提出してください。

※ただし、この申請で漏水した水道料金が全て減免になるわけではありません。

※また、一回の漏水で減免が受けられるのは、その回のみであり、それ以前に遡っての減免は受けられません。

【申請後の処理】

漏水修理後の水道使用量を確認する場合がありますので、申請してから減免額が確定するまでに2～3ヶ月ほどかかる場合があります。減免額が確定しましたらお客様に通知書にてお知らせします。

お問合せ先 中央市水道課 料金担当
TEL 055-274-8554